

第 5 3 号議案

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 訪問診療に係る交通費 1 回 5 0 0 円以内で管理者が定める額

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の利用に係る使用料等について適用する。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立病院の訪問診療に係る使用料等を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。